

防災情報 休日・夜間診療

音声読み上げ・ふりがな

Languages

文字サイズ 標準 拡大

検索

Google 提供

記事ID検索

☆ くらしの情報 ホーム

 \odot 観光・イベン

 \vdash

事業者情報

市政情報

よくある質問

よくある質問

公益法人等の減免申請について

[2023年3月20日] ID:346

公益財団法人ですが、法人市民税の減免制度はありませんか。

回答

法人市民税の減免制度は各自治体の条例によって異なりますが、岡山市における法人市民税 の減免制度について回答いたします。

1. 対象となる法人

- 公益財団法人・公益社団法人で収益事業を営まないもの
- 管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマンション建替組合で収益事業を営まないも
- 地方自治法第260条の2<地縁による団体>第1項の許可を受けた地縁による団体で収益 事業を営まないもの
- 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を営まないもの

2. 免除の申請

上記1に該当し法人市民税の免除を受けようとする場合は、本市が定める「法人市民税減免 申請書」を、法人市民税の均等割申告書の提出期限までに、法人市民税の均等割申告書と併

- せて提出してください。 ※法人市民税の均等割申告書の提出期限は毎年4月30日です。(土曜・日曜・祝日にあたる 場合は、その翌日が提出期限となります。)
- ※減免申請は毎年必要です。
- ※提出期限を過ぎると減免できませんのでご注意ください。
- ※新たに減免対象となった場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

同じ階層の情報

隠す

本店が登記のみで事 務所等は別にある場

事業年度の途中で岡 山市の事務所を廃止 した場合の従業者数 ついて

法人市民税の均等割 算出の際のアルバイ <u>ト等の扱いについて</u>

事業年度の途中に岡 山市の中区から南区 へ移転した場合の均

事業年度の途中に岡 山市内に事務所を設 けた場合の月数計算 について

お問い合わせ

岡山市役所財政局税務部課税管理課 諸税係

住所: 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号

電話: 086-803-1169 ファクス: 086-803-1745 お問い合わせフォーム

公益法人等の減免申請についてへの別ルート

<u>ホーム</u> よくある質問 税金・税証明 法人市民税